

離婚の際に称していた氏を称する届の記入例
(戸籍法77条の2の届)

(離婚届と同時に届け出る場合)

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

滋賀県東近江市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

現在(離婚前)の氏名を書きます。

(よみかた) (現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)

離婚の際に称していた氏を称する人の氏名

氏 名 甲野 花子 昭和 50 年 3 月 3 日生

現在(離婚前)の本籍・筆頭者氏名を書きます。

(よみかた) (住民登録をしているところ) おつかわ じろう

世帯主の氏名 乙川 二郎

(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 滋賀県東近江市八日市緑町10

筆頭者の氏名 甲野 太郎

変更後(離婚後)の本籍をどこに定めるかを書きます。

(よみかた) 氏 変更前(現在称している氏) 現在の氏(離婚前) 甲野

変更後(離婚の際に称していた氏) 変更後の氏(離婚後) 甲野

離婚年月日 令和 3 年 10 月 1 日

変更後(離婚後)の本人の氏名を書きます。

離婚の際に称していた氏を称した後の本籍

筆頭者の氏名 甲野 花子

協議離婚のときは届出日
裁判離婚のときは
・審判または判決の確定日
・調停または和解の成立日
・請求の認諾の日

その他

届出人署名押印(変更前の氏名) 現在(離婚前)の本人の氏名を書きます。 甲野 花子

印 押印は任意です。

提出期間は、離婚の日から3カ月以内に限られます。
また、家庭裁判所の許可も必要としません。
(3カ月を過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です。)

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅 勤務先 [] 携帯

* ただし、戸籍法77条の2の届出をされた方が元の氏に戻る場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

離婚届出でいったん婚姻前の氏に戻った方が、3ヶ月以内に77条の2の届を提出する場合

離婚届により、妻の氏は婚姻前の氏に戻っているので、変更後の氏の欄以外は婚姻前の氏を記入し、署名も婚姻前の氏で署名してください。